

○警報発令時や地震発生時における生徒の登校について

1 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報および特別警報が単独または複数で発令された場合

(1) 午前7時の時点で「芦屋市」に警報発令中の時 **家庭待機**

※「阪神」地域（三田市・猪名川町・宝塚市・川西市・伊丹市・尼崎市・西宮市・神戸市）に警報が発令されていても「芦屋市」が含まれていなければ、通常通りの登校となります。

(2) 午前9時までに警報が解除されない場合 **臨時休校**

(3) 午前9時までに警報が解除された場合 **解除されしだい登校** ※原則として給食は実施します。

(4) 登校後に警報（特別警報）が発令された場合

◎天気予報と周囲の状況等の安全が確認されましたら下校します。

学校長の判断によって安全適切な処置をとります

※下校時刻により給食を食べるかどうかが判断します。

気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。遅刻等の心配はしないで、安全第一に行動してください。

2 地震発生時の場合

(1) 芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時 **臨時休校**

(2) 在校中に、芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時

ア、運動場等の安全な場所へ避難し、生徒のケガの有無を確認

イ、校舎内外の被害状況を確認

ウ、校舎の安全が確認できた場合は、生徒は校内で待機。授業は中止

エ、その後、校区内の安全が十分に確認できた場合は、生徒は下校

オ、校区内の安全が確認できない場合は、生徒は引き続き学校で待機

3 津波警報 発令の場合

校舎3階に避難。津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認されたら生徒は下校

4 大津波警報 発令の場合

山手小学校へ避難。＊但し、生徒の移動が困難と判断した場合は、校舎3階に避難。大津波警報が注意報に引き下げられたら、生徒は下校。

※津波警報、大津波警報発令中に保護者が迎えに来られた場合も、引き渡しは行わず、注意報に引き下げられるまでは、生徒と一緒に避難場所で待機とします。

5 その他

ア、その他の警報（波浪・高潮警報等）については上記の通知対象外とします。

イ、臨時休業のメール配信は行いますが、テレビ・ラジオの気象情報をよくご確認ください。

ウ、緊急連絡網「ミマモルメ」で情報を発信しますので、未加入の方は、必ず手続きいただきようお願いします。